

令和6年3月

## 小浜市農業委員会だより

編集と発行 小浜市農業委員会

発行日 令和6年3月31日

福井県小浜市大手町6番3号 TEL 0770-64-6022 FAX 0770-52-1401

ホームページ <https://www1.city.obama.fukui.jp/>

## 会長あいさつ

小浜市農業委員会 会長 松尾 志信



市民の皆様には、日頃の農業活動や農地保全活動に熱心に取り組んでいただきますとともに、農業委員会の業務に関しまして格段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、小浜市農業委員会では、昨年7月20日に改選を行い、第25期の農業委員および農地利用最適化推進委員25名が就任しました。この新たなメンバーで、小浜市の強い農業をつくるため、「農地等の利用の最適化の推進」の活動に取り組んでまいりますので、地域の皆様にはよろしくお願ひ申し上げます。第25期がスタートして、早速、西相生区で農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積が実施できました。これはひとえに、地域農業の将来を見据えた地域の方々の思いが実ったものであると思います。関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、ますますのご発展をお祈り申し上げます。

また、令和5年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行されたことにより、人・農地プランが法定化され、「地域計画」の策定が義務付けられました。「地域計画」には、農業関係者などで行う地域での話し合いを経て、10年後に目指す地域の農地利用を示した図面である「目標地図」も作成する必要がありますが、農業委員会はこの「目標地図」の素案づくりのために、地域の皆様と地域の将来を見据えた話し合いの場をもってまいります。さっそく一部地域では話し合いが始まっており、ご協力いただきます皆様には御礼申し上げます。小浜市農業委員会は、引き続き「地域の話し合いのコーディネーター」として皆様と一緒に活動を行ってまいりたいと考えておりますので、将来の地域農業のためにご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、農業関係法令を遵守しながら関係機関と一体となって、地域農業の持続的発展に邁進していく所存でございますので、引き続きご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。発刊にあたってのごあいさつとさせていただきます。

## 農業者年金に加入して安心で豊かな老後を！

### ■農業者年金の特徴

#### ①農業者なら誰でも入れる「終身年金」

保険料は月額2万円から6万7千円の間で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

※35歳未満で一定の要件を満たす方は、月額1万円から選択できます。

#### ②認定農業者かつ青色申告者の方など、一定の要件を満たす方には、**保険料の国庫補助**があります。

#### ③支払った保険料は**全額社会保険料控除**の対象になります。

### ■加入要件

- ①20歳以上60歳未満 ②国民年金の第1号被保険者 ③年間60日以上農業に従事

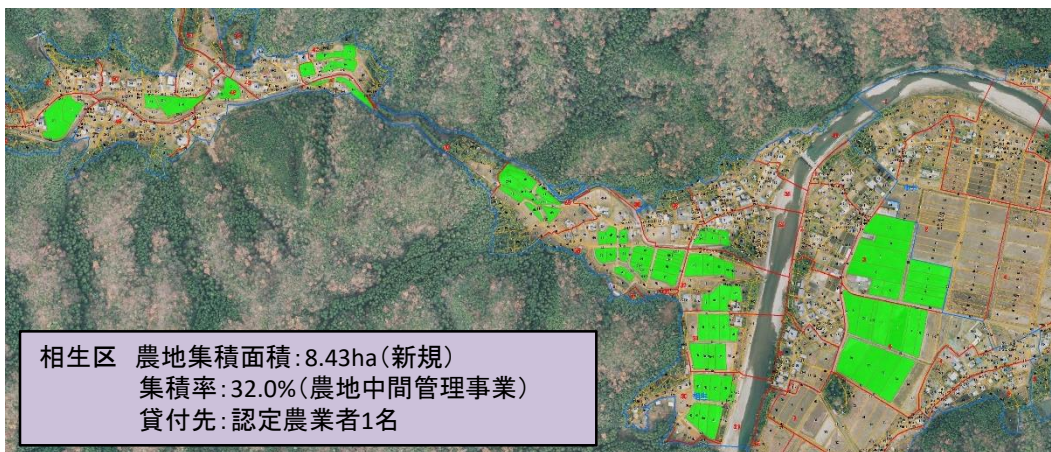


## 相生区で担い手へ農地の集積・集約が行われました (～地域の話し合いを通じた農地中間管理事業の活用～)

相生区では、農業委員会、担い手などの農業関係者が集まり、5年先、10年先の農業をどのようにしていくべきかの話し合いを行いました。話し合いの結果、地域内の地権者が公的な機関である農地中間管理機構に農地を預け入れ、担い手に耕作をしてもらう話がまとまり、8.43haの農地が担い手に集積・集約されました。

### 【取組内容】

- ① 将来を見据えて相生区の農業をどのようにしていくべきか、農業委員会、農業関係者を中心に話し合いを継続的に実施。(令和5年2月～)
- ② 話し合いの結果、農地中間管理機構を活用し、区内の認定農業者1名に農地を集積・集約することで、地権者30名の同意を得る。(令和5年12月)
- ③ 区内の農地8.43haを農地中間管理機構を通じて担い手に集積。(令和6年3月)
- ④ 農地を維持・保全していくための活動組織を通じて、農地の保全管理や利用調整を行っていく予定。

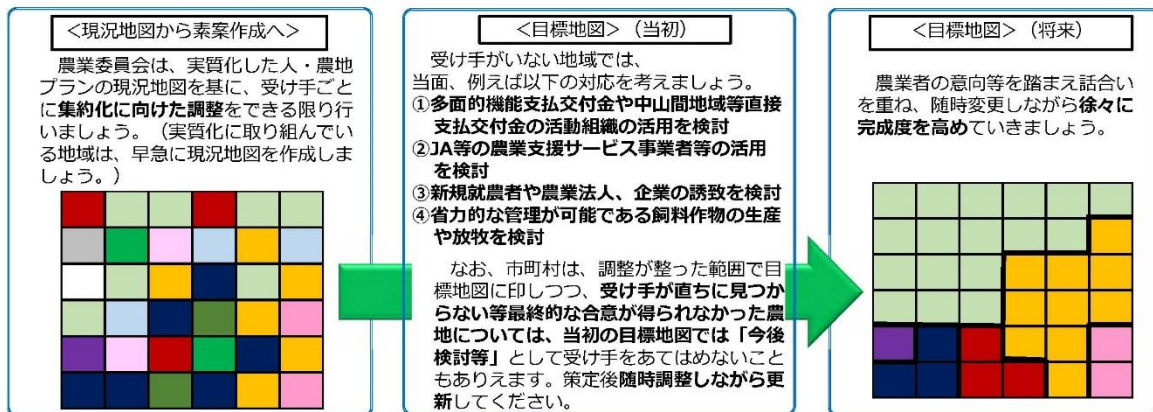


## 「人・農地プラン」から「地域計画」に変わります

「地域計画」とは、これまでの「人・農地プラン」を法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するもので、小浜市では令和7年3月末までに15プランを策定する予定です。また「地域計画」では、10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を併せて作成する必要があります。「目標地図」については、作成後も地域の現状や将来の構想を踏まえて随時更新をしていくことが可能です。

なお、「地域計画」策定後の農地の貸し借りについては、これまでの農用地利用集積計画に基づく利用権設定(相対契約)が廃止され、農地中間管理機構または農地法3条の貸借契約のどちらかを選んでいただくこととなります。

《目標地図のイメージ図》 ※地域計画策定マニュアル(農林水産省)抜粋



# 受賞おめでとうございます！

合同会社 北川農園

西田 尚夫さん



令和5年11月13日、令和5年度農林水産大臣表彰(農業委員等功労)を受賞しました。平成23年から令和5年まで農業委員を務め、平成26年からは会長として、市内の農地の集積・集約についてリーダーシップを発揮し、市の地域農業の振興と農村の活性化に大きく貢献されました。



令和5年11月18日、令和5年度福井県農林漁業賞(農林漁業経営者部門)の表彰を受けました。

合同会社北川農園は、大規模施設におけるミディトマトの周年栽培に先進的に取り組み、その成果が県内の周年施設栽培が広まるきっかけとなり、県の園芸振興に大きく貢献されました。

## 田んぼの貯留機能で水害から地域を守る

(～田んぼダム事業～)

### ●「田んぼダム」とは？

田んぼが持っている雨水を溜める機能を利用して、大雨時に排水路に流れる水の量を抑制する取組みのことで、これによって洪水被害を小さくすることが期待できます。

排水柵に排水量をしぼる流量調整板を設置して、田んぼに降った雨をゆっくり水路に流します。田んぼの水管理は従来どおり水位調整板で行います。

### ●稲の生育や収量に影響はないの？

通常の雨では貯留機能は作動せず、実際に「田んぼダム」が機能を発揮するのは年に1～2回程度の大雨時です。30年に1度の大雨時でも水田の最大水深は十数cmです。

稲の生育に影響が出るのは穂ばらみ期以降の浸水が原因ですが、水位が十数cmで穂が浸水することはないため、「田んぼダム」による稲の生育や収量への影響はありません。(※機能分離型の排水柵を設置する場合)



### ●取り組みに、支援は受けられる？

「田んぼダム」に取り組むため排水柵整備、畦畔補強等に補助事業を活用できます。多面的機能支払交付金を活用した取組みの支援も可能です。詳細は県の機関または小浜市役所農政課へご相談ください。

# 農地法申請手続きについて

農地はかけがえのない食糧生産の場であることから、自由にかげがえのきく宅地等と異なり、売買による所有権移転などや宅地などに転用する場合は、農地法の許可が必要です。

## ○農地法3条申請について

農地の売買や貸借を行う場合の申請です。農地の受け手となる申請者は、次の全ての条件を満たす必要があります。許可後は耕作することが求められます。

- 【全部効率利用要件】
  - ・申請農地を含め、所有している農地または借りている農地の全てを効率的に耕作すること。
  - 【農地所有適格法人要件】
    - ・法人が所有権を取得する場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。
    - 【農作業常時従事要件】
      - ・譲受人又は世帯員等が農作業に常時従事すること。
  - ※原則150日以上
  - 【宅地との調和要件】
    - ・申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

## ◆農地の相続について

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。

農地を相続したら、必ず相続登記(亡くなった方が所有していた農地等の不動産の名義を相続人に変更)を行い、農業委員会へ届け出てください。

(農地法第3条の3第1項の規定による届出)

※相続手続きができていないと、農地の売買や耕作者への貸付、農地を担保にしたお金の借入などができません。

## ○農地法4条・5条申請について

農地を転用する際、所有者自身が転用する場合は4条申請、所有者と転用者が異なる場合は5条申請を行ってください。転用の許可については、左表にある農地の立地条件により許可の方針が異なります。

地域区分 (ゾーニング)	農地区分		許可の方針
農業振興地域	農用地区域		原則不許可 ・除外5要件を満たし、転用許可が見込める場合のみ、農用地区域から除外し、農地転用ができる
	農用地区域外	1種農地 ・集団農地(10ha以上) ・土地改良実施農地など	例外許可 ・集落接続の住宅等(500㎡以内) ・他の土地に替えられないことなど
		2種農地 ・3種農地に近接する農地 ・集落内農地など	例外許可 ・集落接続の住宅等(500㎡以内)など
		3種農地 ・駅から300m以内の農地 ・公共2施設(小学校・保育園等)から500m以内にあり、水管下水管が埋設されている道路の沿道の農地など	原則許可 (土地造成のみの転用はできない)
都市計画区域内用途地域	3種農地	用途地域内農地	原則許可(土地造成のみ可)

※ 農地の盛土等のために建設用残土を使用する場合には、一時転用許可申請が必要となることがあります。手続きについて農業委員会までお問い合わせください。

農地を許可なく転用した場合、違反転用者には、県知事が工事を中止させ、元の農地に復元させることがあります。これに従わない場合は罰則があります。

# 農業委員会活動について

## 農業委員会・農地利用最適化推進協議会

農地法の許可申請や各種届け出の審議、地域の農業の方向性や農地集積に関する話し合いなどを行っています。



## 地域での話し合い

5年～10年後を見据えながら、農地集積の取り組みや地域農業の今後について、地域の方々と話し合いを行っています。



## 現地調査・農地パトロール

農業委員会の審議案件の現地確認や、農地パトロールを通じた遊休農地の調査などを行っています。



## 研修会への参加

地域での話し合いの調整や担い手組織の設立など業務推進のための研修会に参加しています。



# 農地の賃借料情報

(令和5年度 農地の実勢賃借料)

農地を貸し借りする際には、賃借料情報を参考としつつも、収穫量や圃場条件等を踏まえた上で、当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただきますようお願いいたします。

地区	地目	平均額	最高額	最低額	データ数
小浜・雲浜・西津	田	4,000円	4,000円	4,000円	1筆
内外海	田	4,082円	4,082円	4,082円	1筆
国富	田	7,120円	11,000円	2,000円	45筆
宮川	田・畑	4,955円	6,000円	2,500円	433筆
松永	田	6,355円	8,000円	2,500円	709筆
遠敷	田	7,056円	8,000円	2,500円	116筆
今富	田	5,439円	20,000円	1,500円	33筆
口名田	田・畑	3,000円	3,000円	3,000円	48筆
中名田	田・畑	5,000円	5,000円	5,000円	11筆

※平均額と筆数には、無償および物納により賃借料を設定している農地は含んでいません。  
※平均額は、賃借料の合計を筆数で割って求めた額です。

農地の貸付や集積、転用など農地に関わることは、農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。

### 第 25 期 農 業 委 員



内田 篤宏 (甲ヶ崎)



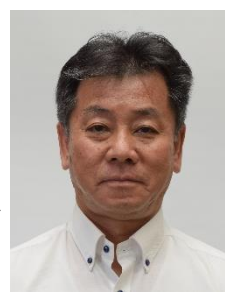
河嶋 幸男 (遠敷一丁目)



福永 信明 (熊野)



岡田 昌樹 (野代)



会長  
松尾 志信 (竹長)



岡本 康次 (上野)



和田 千代 (下根来)



赤尾 裕子 (木崎)



早 俊夫 (相生)



副会長  
東 清俊 (下田)

### 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員

#### 内 外 海



池田 茂則 (泊)



今井 誠一 (若狭)

#### 小 浜 ・ 雲 浜 ・ 西 津 ・ 国 富



吉村 寿芳 (奈胡)



高鳥 佐太一 (太良庄)



藤田 武治 (羽賀)

#### 加 斗



森 德行 (西勢)

#### 宮 川 ・ 松 永 ・ 遠 敷



清水 正彦 (本保)

#### 今 富



池田 雅史 (生守)



東野 重樹 (府中)



高田 勝之 (尾崎)

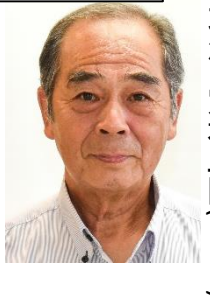
#### 中 名 田



地村 敏幸 (飯盛)



坂下 憲治 (上田)



大江 定右子門 (和多田)

#### 口 名 田



橋本 長一朗 (相生)



田中 政喜 (谷田部)